

# よくある質問⑱

問19-1 失業保険をもらいながら、アルバイトやパートの仕事はできますか。

(答19-1)

雇用保険に加入しない条件(週の所定労働時間が20時間未満)であれば、アルバイトやパートが可能です。

雇用主と労働条件を確認し、20時間未満(ちょうど20時間は含まれません。19時間まで)であること、雇用保険の加入がないことを必ずご自身でご確認ください。

※週20時間未満の就労をした場合、失業の認定日に「いつ、何時間の就労をしたか、収入がいくらあったか等」を必ず申告しなければなりません。

申告をしなかった場合、不正受給となりますので正しく申告してください。

申告の仕方は、失業保険の手続き後に開催する「雇用保険説明会」の際にご説明いたします。

問19-2 問19-1で雇用保険に加入しない条件(週の所定労働時間が20時間未満)での就労であれば失業保険をもらいながら、アルバイトやパートの仕事はできると回答がありました。

その場合、失業保険の支給日数や支給額はどのようなのでしょうか。

(答19-2)

雇用保険に加入しない条件(週の所定労働時間が20時間未満)で就労をしながら失業保険を受給する場合、1日の労働時間や収入額によって、失業保険の支給額が減額される場合があります。

※基本的な考え方は下のページを参照ください。

## ① 1日4時間以上(4時間ちょうどを含む)のアルバイトをした日

4時間以上のアルバイト等(就労)をした日は、失業していない日と見されます。

そのため、4時間以上のアルバイト等(就労)をした日数分、認定期間のお支払いできる日数から差し引かれます。

差し引いた日数については、後の認定期間以降に繰り越しとなり、受給期間内であれば受け取ることができます。

## ② 1日4時未満(4時間ちょうどは含まない)のアルバイトをした日

4時間未満のアルバイト等(内職)の場合、その日の基本手当は支給されます。

ただし、収入を得た場合、収入金額に応じて基本手当が減額または不支給になることがあります。減額されて基本手当が支給された場合であっても、所定給付日数から差し引かれることとなります。

※減額される金額については、離職前の賃金額や収入額によって個々に異なりますので、失業保険の手続き後でないとは詳細はお伝えできません。あらかじめご了承ください。

# (例)4月13日に失業保険の手続きをした後、支給対象期間に就労をした場合について

2026 4 月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

日曜日 週の最初の曜日

待期期間 (通算 7 日間) →

支給対象期間①

5時間の就労

4時間の就労

6時間の就労

2026 5 月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

日曜日 週の最初の曜日

支給対象期間①

認定日

R8.4.13～R8.4.19 待期期間

R8.4.20～R8.5.10までの21日間が支給対象期間ですが、

R8.4.24 5時間の就労  
R8.4.25 4時間の就労  
R8.4.27 6時間の就労

4時間以上の就労のため、この3日間は失業状態ではないと判断し、この3日分の支給はなし。この3日分の支給は次回へ繰り越しされます。

よって、この例の場合、支給される日数は

21日－3日＝19日分 となります。